

港湾工事共通仕様書 (新旧対比表)

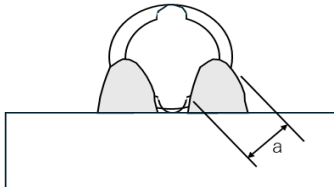
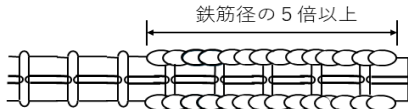
令和7年3月

国土交通省 港湾局

港湾工事共通仕様書 一部改正 (R7.3) 新旧対比表

別添1

NO.	頁	行又は項目	現 行 (R6.3)	一部改正 (R7.3)	摘 要
1	1-24	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-5 施工計画書	1. 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等を記載した施工計画書を監督職員に提出しなければならない。受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に次の事項を記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目の補足を求めた場合は、追記しなければならない。ただし、緊急工事又は簡易な工事等は監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができるものとする。 (1) 工事概要 (2) 計画工程表 (3) 現場組織表 (4) 主要船舶機械 (5) 主要資材 (6) 施工方法 (7) 施工管理 (8) 安全管理 (9) 緊急時の体制及び対応 (10) 環境対策 (11) 現場作業環境の整備 (12) 再生資源の活用の促進と建設副産物の適正処理方法 (13) その他 2. 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合、その都度、当該工事着手前に変更する事項を記載した変更計画書を監督職員に提出しなければならない。ただし、工事の施工方法・体制に影響しない工期や数量の変更、建設機械の変更など施工計画に大きく影響しない場合および、他提出書類で変更内容が把握出来る事項については、提出不要とする。 1. 受注者は、施工計画書を提出した際、監督職員から指示された事項があった場合は詳細に記載した施工計画書を、指示された時までに提出しなければならない。	1. 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等を記載した施工計画書を監督職員に提出しなければならない。受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に次の事項を記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目の補足を求めた場合は、追記しなければならない。ただし、緊急工事又は簡易な工事等は監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができるものとする。 (1) 工事概要 (2) 計画工程表 (3) 現場組織表 (4) 主要船舶機械 (5) 主要資材 (6) 施工方法 (7) 施工管理 (8) 安全管理 (9) 緊急時の体制及び対応 (10) 環境対策 (11) 現場作業環境の整備 (12) 再生資源の活用の促進と建設副産物の適正処理方法 (13) その他 2. 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合、その都度、当該工事着手前に変更する事項を記載した変更計画書を監督職員に提出しなければならない。ただし、工事の施工方法・体制に影響しない工期や数量の変更、建設機械の変更など施工計画に大きく影響しない場合および、他提出書類で変更内容が把握出来る事項については、提出不要とする。 3. 受注者は、施工計画書を提出した際、監督職員から指示された事項があった場合は詳細に記載した施工計画書を、指示された時までに提出しなければならない。	・修正
2	1-27	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-11 施工体制台帳の作成	受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、国土交通省令、「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成13年3月30日付け国港建第112号)及び「「施工体制台帳に係る書類の提出について」の一部改正について」(令和3年3月22日付け国港技第90号)に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、監督職員に提出しなければならない。なお、施工体制台帳に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。	受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、国土交通省令、「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成13年3月30日付け国港建第112号)及び「「施工体制台帳に係る書類の提出について」の一部改正について」(令和3年3月22日付け国港技第90号)に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、監督職員に提出しなければならない。なお、施工体制台帳に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。 また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第49号)」第15条第2項及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施工規則(令和6年国土交通省令第105号)」第2条に基づき、建設キャリアアップシステム等の情報通信技術を利用する方法により確認することもできる。	・修正
3	1-30	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-16 工事の一時中止	1. 発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合、受注者に対して通知したうえで、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工を一時中止させるものとする。なお、暴風、豪雨、豪雪、落雷、洪水、高潮、地震、津波、竜巻、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)による工事の中断については、第1編1-1-40臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	1. 発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合、受注者に対して通知したうえで、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工を一時中止させるものとする。なお、暴風、豪雨、豪雪、落雷、洪水、高潮、地震、津波、竜巻、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)による工事の中断については、第1編1-1- 41 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	・修正
4	1-47	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-48 工事品質確保調整会議 (※以降の番号見直し)	記載なし	「工事品質確保調整会議」は、円滑な工事の実施及び品質の確保を図るとともに、設計変更にかかる発注者及び受注者の共通理解の促進や設計意図の伝達及び労働条件の適正化と下請業者や労働者等に対する円滑な支払いの促進を目的とする。 工事品質確保調整会議の実施にあたっては、添付資料「工事品質確保調整会議実施要領」によるものとする。	・追加
5	1-52	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-3 主任技術者(監理技術者)	受注者は、工事現場ごとに建設業法の規定に基づく資格を有する主任技術者(監理技術者)を配置しなければならない。また、別に示す「主任技術者(監理技術者)資格表」の資格及び監理技術者講習修了証を有する者又は、これと同等の資格を有する者でなければならない。なお、主任技術者(監理技術者)が専任の場合、現場施工において契約工期内に専任を要しない期間は以下のとおりとする。	受注者は、工事現場ごとに建設業法の規定に基づく資格を有する主任技術者(監理技術者)を配置しなければならない。 また、別に示す「主任技術者(監理技術者)資格表」の資格及び監理技術者講習修了証を有する者又は、これと同等の資格を有する者でなければならない。 なお、主任技術者(監理技術者)が専任の場合、現場施工において契約工期内に専任を要しない期間は以下のとおりとする。	・削除
6	1-58	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-11 建設副産物	7. 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用計画書(実施書)」及び、「再生資源利用促進計画書(実施書)」を監督職員に提出しなければならない。 8. 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更にに関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。 9. 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「6. 再生資源利用促進計画」に記載した事項(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と「8. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。 10. 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。	7-受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用計画書(実施書)」及び、「再生資源利用促進計画書(実施書)」を監督職員に提出しなければならない。 7. 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更にに関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。 8. 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「6. 再生資源利用促進計画」に記載した事項(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と「8. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。 9. 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。 10. 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用計画書(実施書)」及び、「再生資源利用促進計画書(実施書)」を監督職員に提出しなければならない。	・修正
7	1-79	1. 本編 第1編 共通編 第2章 材料 第13節 防食材料 2-13-3 被覆防食材料	2. モルタル被覆に使用する材料は、次によらなければならない。 (1) コンクリートを使用する場合のコンクリートの強度は、設計図書のと定めによるものとする。 (2) モルタル及びコンクリートの品質は、設計図書のと定めによるものとする。 (3) スタッドジベル等の規格及び品質は、設計図書のと定めによるものとする。 (4) モルタル被覆に使用する型枠は、次によらなければならない。 ① 型枠は、図面に定める被覆防食の形状寸法を正確に確保しなければならない。 ② 保護カバーとして残す工法に使用する型枠は、気密性が高く耐食性のすぐれた材質のものとする。なお、材質は、事前に監督職員の承諾を得なければならない。 (5) 受注者は、施工に先立ちベトロラタム被覆の保護カバーの材質について、監督職員の承諾を得なければならない。	2. モルタル被覆に使用する材料は、次によらなければならない。 (1) コンクリートを使用する場合のコンクリートの強度は、設計図書のと定めによるものとする。 (2) モルタル及びコンクリートの品質は、設計図書のと定めによるものとする。 (3) スタッドジベル等の規格及び品質は、設計図書のと定めによるものとする。 (4) モルタル被覆に使用する型枠は、次によらなければならない。 ① 型枠は、図面に定める被覆防食の形状寸法を正確に確保しなければならない。 ② 保護カバーとして残す工法に使用する型枠は、気密性が高く耐食性のすぐれた材質のものとする。なお、材質は、事前に監督職員の承諾を得なければならない。 (5) 受注者は、施工に先立ちベトロラタム被覆の保護カバーの材質について、監督職員の承諾を得なければならない。 3. ベトロラタム被覆に使用する保護カバーの材質は、施工に先立ち受注者は監督職員の承諾を得なければならない。	・修正

NO.	頁	行又は項目	現 行(R6.3)	一部改正(R7.3)	摘 要																																																																																																				
8	1-81	1. 本編 第1編 共通編 第2章 材料 第14節 防舷材 2-14-1 ゴム防舷材	5. ゴム防舷材の性能試験における試験環境については、ゴム防舷材試験環境証明事業を実施する機関の証明書を事前に監督職員に提出し、承諾を得なければならない。 試験環境証明では次の項目における確認結果を提出するものとする。 (1)静的圧縮試験設備 標準操作手順書等の操作関連書類、ソフトウェアやハードウェアの使用や検定関連書類、データ不正防止関連書類、恒温施設・圧縮試験機・計測機器・コンピューターシステム等の能力と健全性 (2)静的圧縮試験記録 試験記録の管理状況・健全性の検証 (3)物理特性試験 試験機と試験手法のJIS規格適合性 ※ゴム防舷材試験環境証明書が必要となるため、移行期間として令和7年3月31日までは従前どおり港湾工事共通仕様書(令和5年3月)にすることができるものとする。	5. ゴム防舷材の性能試験における試験環境については、ゴム防舷材試験環境証明事業を実施する機関の証明書を事前に監督職員に提出し、承諾を得なければならない。 試験環境証明では次の項目における確認結果を提出するものとする。 (1)静的圧縮試験設備 標準操作手順書等の操作関連書類、ソフトウェアやハードウェアの使用や検定関連書類、データ不正防止関連書類、恒温施設・圧縮試験機・計測機器・コンピューターシステム等の能力と健全性 (2)静的圧縮試験記録 試験記録の管理状況・健全性の検証 (3)物理特性試験 試験機と試験手法のJIS規格適合性 ※ ゴム防舷材試験環境証明書が必要となるため、移行期間として令和7年3月31日までは従前どおり港湾工事共通仕様書(令和5年3月)にすることができるものとする。	・修正																																																																																																				
9	1-138	1. 本編 第1編 共通編 第5章 一般施工 第3節 共通的工種 5-3-17 防食工	1. 電気防食 (3)受注者は、設計図書に定める防食効果を確認するための電位測定装置の測定用端子箱を設置し、測定用端子を防食体に溶接しなければならない。また、設置箇所及び取付位置は、設計図書の定めによるものとする。	1. 電気防食 (3)受注者は、設計図書に定める防食効果を確認するための電位測定装置の 測定用端子箱端子板 を設置し、測定用端子を防食体に溶接しなければならない。また、設置箇所及び取付位置は、設計図書の定めによるものとする。	・修正																																																																																																				
10	2-18	2. 港湾工事品質管理基準 5. 鋼材 5-4 控工	2)タイロッド 管理内容 (高張力鋼材の場合) 機械的性質は第1編2-6-5に、化学成分は 特 及び承諾した規格に適合していること。	2)タイロッド 管理内容 (高張力鋼材の場合) 機械的性質は第1編2- 7 -5に、化学成分は 特 及び承諾した規格に適合していること。	・修正																																																																																																				
11	2-26	2. 港湾工事品質管理基準 11. 防食材料 11-1 アルミニウム合金陽極	1)電気防食陽極 形状寸法・測定頻度 搬入前、全数	1)電気防食陽極 形状寸法・測定頻度 搬入前、 全数 陽極長さ:全数 陽極断面:製品1から5番目までの5個	・修正																																																																																																				
12	2-56	2. 港湾工事品質管理基準 18. その他 18-4 区画線及び道路標示	1)区画線及び道路標示 品質規格 共通仕様書第1編 2-19-4又は特記仕様書による。	1)区画線及び道路標示 品質規格 共通仕様書第1編 2- 19 20-4又は特記仕様書による。	・修正																																																																																																				
13	2-56	2. 港湾工事品質管理基準 18. その他 18-5 道路標識	1)道路標識 品質規格 共通仕様書第1編 2-19-5又は特記仕様書による。	1)道路標識 品質規格 共通仕様書第1編 2- 19 20-5又は特記仕様書による。	・修正																																																																																																				
14	2-56	2. 港湾工事品質管理基準 18. その他 18-6 防護柵	1)防護柵 品質規格 共通仕様書第1編 2-19-6又は特記仕様書による。	1)防護柵 品質規格 共通仕様書第1編 2- 19 20-6又は特記仕様書による。	・修正																																																																																																				
15	2-58	2. 港湾工事品質管理基準 18. その他 18-7 溶接材	1)溶接材 品質規格 共通仕様書第1編 2-19-7又は特記仕様書による。	1)防護柵 品質規格 共通仕様書第1編 2- 19 20-7又は特記仕様書による。	・修正																																																																																																				
16	2-58	2. 港湾工事品質管理基準 18. その他 18-8 ガス切断材	1)ガス切断材 品質規格 共通仕様書第1編 2-19-8又は特記仕様書による。	1)防護柵 品質規格 共通仕様書第1編 2- 19 20-8又は特記仕様書による。	・修正																																																																																																				
17	3-123	3. 港湾工事出来形管理基準 様式・出来形24-1-1(3);鉄筋フレア溶接出来形管理表	参考図の記載なし	有効のど厚 $a = \text{鉄筋径 } D \div 4$  鉄筋径の5倍以上 	・追加																																																																																																				
18	4-23	4. 港湾工事写真管理基準 3. 一般施工 3-1 共通的工種 15.防食工 3)ベトロラタム被覆	<table><tr><th>工 種</th><th>撮影区分</th><th>撮影項目</th><th>撮 影 基 準</th><th>注 意 事 項 及 び 説 明</th></tr><tr><td rowspan="4">3)ベトロラタム被覆</td><td rowspan="2">施工管理</td><td>使用船舶機械等</td><td>曳船、台船、潜水士船、溶接機等</td><td>取付時 使用する船舶機械等が判明できるように撮影</td></tr><tr><td>製品(F.R.P.等)</td><td>取付前、取付後</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">品質管理</td><td>施工状況</td><td>設置状況</td><td>取付時 F.R.P.等保護材の設置状況</td></tr><tr><td>形状寸法</td><td>測定状況</td><td>測定時</td></tr><tr><td rowspan="4">(素地調整)</td><td rowspan="2">施工管理</td><td>出来形の確認(陽極)</td><td>被覆防食完了状態</td><td>取付完了時 完了の部分(1箇所)及び正面全体と延長方向を撮影</td></tr><tr><td>(電位測定装置)</td><td>電位測定</td><td>測定時 電位差測定の状況</td></tr><tr><td rowspan="2">施工管理</td><td>使用機械</td><td>コンプレッサー、ケレン工具等</td><td>施工時 使用機械器具が判明できるように撮影</td></tr><tr><td>施工状況</td><td>作業状況</td><td>施工時</td></tr><tr><td rowspan="4">(防食工被覆)</td><td rowspan="2">出来形管理</td><td>完 成</td><td>完成全景</td><td>完成時</td></tr><tr><td>使用機械</td><td>取付用工具</td><td>施工時 使用機械器具が判明できるように撮影</td></tr><tr><td rowspan="2">施工管理</td><td>施工状況</td><td>作業状況</td><td>施工時</td></tr><tr><td>出来形の確認</td><td>測定状況</td><td>測定時</td></tr></table>	工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準	注 意 事 項 及 び 説 明	3)ベトロラタム被覆	施工管理	使用船舶機械等	曳船、台船、潜水士船、溶接機等	取付時 使用する船舶機械等が判明できるように撮影	製品(F.R.P.等)	取付前、取付後		品質管理	施工状況	設置状況	取付時 F.R.P.等保護材の設置状況	形状寸法	測定状況	測定時	(素地調整)	施工管理	出来形の確認(陽極)	被覆防食完了状態	取付完了時 完了の部分(1箇所)及び正面全体と延長方向を撮影	(電位測定装置)	電位測定	測定時 電位差測定の状況	施工管理	使用機械	コンプレッサー、ケレン工具等	施工時 使用機械器具が判明できるように撮影	施工状況	作業状況	施工時	(防食工被覆)	出来形管理	完 成	完成全景	完成時	使用機械	取付用工具	施工時 使用機械器具が判明できるように撮影	施工管理	施工状況	作業状況	施工時	出来形の確認	測定状況	測定時	<table><tr><th>工 種</th><th>撮影区分</th><th>撮影項目</th><th>撮 影 基 準</th><th>注 意 事 項 及 び 説 明</th></tr><tr><td rowspan="4">3)ベトロラタム被覆</td><td rowspan="2">施工管理</td><td>使用船舶機械等</td><td>曳船、台船、潜水士船、溶接機等</td><td>取付時 使用する船舶機械等が判明できるように撮影</td></tr><tr><td>製品(F.R.P.等)</td><td>取付前、取付後</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">品質管理</td><td>施工状況</td><td>設置状況</td><td>取付時 F.R.P.等保護材の設置状況</td></tr><tr><td>形状寸法</td><td>測定状況</td><td>測定時</td></tr><tr><td rowspan="4">(素地調整)</td><td rowspan="2">施工管理</td><td>出来形の確認</td><td>被覆防食完了状態</td><td>取付完了時 完了の部分(1箇所)及び正面全体と延長方向を撮影</td></tr><tr><td>-(陽極)-</td><td>電位測定</td><td>測定時 電位差測定の状況</td></tr><tr><td rowspan="2">施工管理</td><td>使用機械</td><td>コンプレッサー、ケレン工具等</td><td>施工時 使用機械器具が判明できるように撮影</td></tr><tr><td>施工状況</td><td>作業状況</td><td>施工時</td></tr><tr><td rowspan="4">(防食工被覆)</td><td rowspan="2">出来形管理</td><td>完 成</td><td>完成全景</td><td>完成時</td></tr><tr><td>使用機械</td><td>取付用工具</td><td>施工時 使用機械器具が判明できるように撮影</td></tr><tr><td rowspan="2">施工管理</td><td>施工状況</td><td>作業状況</td><td>施工時</td></tr><tr><td>出来形の確認</td><td>測定状況</td><td>測定時</td></tr></table>	工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準	注 意 事 項 及 び 説 明	3)ベトロラタム被覆	施工管理	使用船舶機械等	曳船、台船、潜水士船、溶接機等	取付時 使用する船舶機械等が判明できるように撮影	製品(F.R.P.等)	取付前、取付後		品質管理	施工状況	設置状況	取付時 F.R.P.等保護材の設置状況	形状寸法	測定状況	測定時	(素地調整)	施工管理	出来形の確認	被覆防食完了状態	取付完了時 完了の部分(1箇所)及び正面全体と延長方向を撮影	-(陽極)-	電位測定	測定時 電位差測定の状況	施工管理	使用機械	コンプレッサー、ケレン工具等	施工時 使用機械器具が判明できるように撮影	施工状況	作業状況	施工時	(防食工被覆)	出来形管理	完 成	完成全景	完成時	使用機械	取付用工具	施工時 使用機械器具が判明できるように撮影	施工管理	施工状況	作業状況	施工時	出来形の確認	測定状況	測定時	・修正
工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準	注 意 事 項 及 び 説 明																																																																																																					
3)ベトロラタム被覆	施工管理	使用船舶機械等	曳船、台船、潜水士船、溶接機等	取付時 使用する船舶機械等が判明できるように撮影																																																																																																					
		製品(F.R.P.等)	取付前、取付後																																																																																																						
	品質管理	施工状況	設置状況	取付時 F.R.P.等保護材の設置状況																																																																																																					
		形状寸法	測定状況	測定時																																																																																																					
(素地調整)	施工管理	出来形の確認(陽極)	被覆防食完了状態	取付完了時 完了の部分(1箇所)及び正面全体と延長方向を撮影																																																																																																					
		(電位測定装置)	電位測定	測定時 電位差測定の状況																																																																																																					
	施工管理	使用機械	コンプレッサー、ケレン工具等	施工時 使用機械器具が判明できるように撮影																																																																																																					
		施工状況	作業状況	施工時																																																																																																					
(防食工被覆)	出来形管理	完 成	完成全景	完成時																																																																																																					
		使用機械	取付用工具	施工時 使用機械器具が判明できるように撮影																																																																																																					
	施工管理	施工状況	作業状況	施工時																																																																																																					
		出来形の確認	測定状況	測定時																																																																																																					
工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準	注 意 事 項 及 び 説 明																																																																																																					
3)ベトロラタム被覆	施工管理	使用船舶機械等	曳船、台船、潜水士船、溶接機等	取付時 使用する船舶機械等が判明できるように撮影																																																																																																					
		製品(F.R.P.等)	取付前、取付後																																																																																																						
	品質管理	施工状況	設置状況	取付時 F.R.P.等保護材の設置状況																																																																																																					
		形状寸法	測定状況	測定時																																																																																																					
(素地調整)	施工管理	出来形の確認	被覆防食完了状態	取付完了時 完了の部分(1箇所)及び正面全体と延長方向を撮影																																																																																																					
		-(陽極)-	電位測定	測定時 電位差測定の状況																																																																																																					
	施工管理	使用機械	コンプレッサー、ケレン工具等	施工時 使用機械器具が判明できるように撮影																																																																																																					
		施工状況	作業状況	施工時																																																																																																					
(防食工被覆)	出来形管理	完 成	完成全景	完成時																																																																																																					
		使用機械	取付用工具	施工時 使用機械器具が判明できるように撮影																																																																																																					
	施工管理	施工状況	作業状況	施工時																																																																																																					
		出来形の確認	測定状況	測定時																																																																																																					

港湾工事共通仕様書 一部改正(R7.3) 新旧対比表

別添1

NO.	頁	行又は項目	現 行(R6.3)	一部改正(R7.3)	摘 要
19	5-3	5. 提出書類様式集 提出書類様式(受注者作成分) 54 作業員名簿	関連条項等 共通仕様書: 記載なし	関連条項等 共通仕様書: 第1編 1-1-11及び12	・修正
20	5-3	5. 提出書類様式集 提出書類様式(受注者作成分) 60 建設業退職金共済証紙購入 状況報告書	関連条項等 共通仕様書: 第1編 1-1-39	関連条項等 共通仕様書: 第1編 1-1-40	・修正
21	5-21	5. 提出書類様式集 提出書類様式(受注者作成分)	様式番号15 履行報告書(工事旬報)	様式番号15 履行報告書(工事旬報)(様式名称の修正)	・修正
22	5-36	5. 提出書類様式集 提出書類様式(受注者作成分)	様式番号32 残工事量確認申請書	削除	・削除
23	5-56	5. 提出書類様式集 提出書類様式(受注者作成分)	様式番号46 工事再開通知書	削除	・削除
24	5-59	5. 提出書類様式集 提出書類様式(受注者作成分)	様式番号49 工期変更事前協議書	削除	・削除
25	5-61	5. 提出書類様式集 提出書類様式(受注者作成分)	様式番号51 業務確認書	削除	・削除
26	5-69	5. 提出書類様式集 提出書類様式(受注者作成分)	様式番号55 休日作業願	削除	・削除
27	5-91	5. 提出書類様式集 提出書類様式(発注者作成分)	様式番号31 契約不適合に係る履行の追加請求書	31 契約不適合に係る履行の追完請求書	・修正
28	5-127	5. 提出書類様式集 提出書類様式(発注者作成分)	様式番号31 瑕疵担保請求書	様式番号31 契約不適合に係る履行の追完請求書 (様式の修正)	・修正
29	5-128	5. 提出書類様式集 提出書類様式(発注者作成分)	様式番号32 瑕疵担保通知書	様式番号32 契約不適合に係る履行の減額請求書 (様式の修正)	・修正
30	5-130	5. 提出書類様式集 提出書類様式(発注者作成分)	様式番号34 工期変更事前協議結果通知書	削除	・修正
31	6-68	添付資料 9. 主任技術者(監理技術者)資 格表	主任技術者(監理技術者)資格表	削除	・削除
32	6-68	添付資料 9. 工事品質調整確保調整会議 実施要領について	記載なし	9. 工事品質確保調整会議実施要領について	・追加